

2021年3月5日

新型コロナウイルス対応支援助成
＜2021年度 随時募集＞
資金分配団体 公募要領

※2021年度事業計画案・収支予算案の認可を前提に、2021年度新型コロナウイルス対応支援助成の公募を開始するものです。

助成申請額の計算方法については、別途定めております
「積算の手引き」をご参照ください。

2021年3月5日

一般財団法人日本民間公益活動連携機構

目次

1.	趣旨	1
2.	助成方針等	1
3.	申請資格要件	2
4.	スケジュール	3
5.	申請の手続き	4
6.	経費について.....	5
7.	選定について.....	5
8.	事業実施について.....	6
9.	資金分配団体及び実行団体に対する監督について	7
10.	外部監査の実施	9
11.	助成金の目的外使用の禁止	9
12.	選定の取消し等.....	9
13.	助成金の返還	9
14.	問い合わせ先	10
(参考)	資金分配団体・実行団体に求められる各種要件等について	11

1. 趣旨

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、新たな生活上の困難を抱える人々が増え、行政が対応困難な社会的課題が増えている一方で、こうした社会的課題解決に取り組む団体においては対面サービスやボランティアの確保や財源確保が困難になるなどの課題に直面しています。

行政では対応困難な社会的課題の解決に向けた民間公益活動の停滞は、その対象者の生活や困難な状況に直面している地域社会のみならず、民間公益活動を担う団体の事業継続に大きな影響を与えています。

新型コロナウイルス感染拡大により深刻化する課題は、「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律(平成28年法律第101号以下「法」という。)」の定める3つの分野の活動(①子ども及び若者の支援に係る活動、②日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動並びに③地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動)において、一般財団法人日本民間公益活動連携機構(以下「JANPIA」という。)が同法に基づく指定活用団体として設定していた「優先的に解決すべき社会課題」そのものです。そこで、休眠預金等活用の目的に照らし、「誰ひとり取り残さない」ために、コロナ禍の影響により新たに生じた又は拡大した支援ニーズに対応する民間公益活動を行う団体(以下「実行団体」という。)が行う事業に対して助成を行う資金分配団体の公募(以下「コロナ対応支援枠」という)を、2021年4月1日より施行予定の当機構の2021年度事業計画(認可を前提として)に基づく助成事業として4月より速やかに実施できるよう、認可を前提として公募を開始します。このコロナ対応支援枠は、2021年度事業計画の通常の助成枠(以下「通常枠」という)とは別に、実施するものであり、以下の要領に沿って公募します。

法では、休眠預金について、国・自治体に対応することが困難な社会課題解決を図ることを目的とした民間の公益活動を促進するために活用することや、民間の創意工夫が発揮されること等を基本理念として規定しています。これを踏まえ、「休眠預金等交付金に係る資金の活用に関する基本方針」(平成30年3月30日内閣総理大臣決定)では、「国民への還元」や「共助」(行政が本来行うべき施策(公助)の肩代わりではない)、「民間主導」等、資金分配団体や実行団体の業務遂行に際しての基本原則を定めています。制度の趣旨や活用によってめざす姿、基本原則、資金分配団体の役割について、2021年度通常枠の公募要領が公表されるまでの当面の間は、2020年度通常枠の公募要領をご参照ください。また、休眠預金等活用法などの詳細については、内閣府のホームページ

(https://www5.cao.go.jp/kyumin_yokin/index.html) をご覧ください。

2. 助成方針等

(1) 助成対象事業

コロナ対応支援枠による助成が対象とする事業は、社会課題の解決をめざす民間公益活動を行う団体(実行団体となる団体)が実施する事業であり、以下「優先的に解決すべき社会の諸課題」の解決につながる事業を対象とします。

1) 子ども及び若者の支援に係る活動

- ① 経済的困窮など、家庭内に課題を抱える子どもの支援
- ② 日常生活や成長に困難を抱える子どもと若者の育成支援
- ③ 社会的課題の解決を担う若者の能力開発支援

2) 日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動

- ④ 働くことが困難な人への支援
- ⑤ 社会的孤立や差別の解消に向けた支援

3) 地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動

- ⑥ 地域の働く場づくりの支援
- ⑦ 安心・安全に暮らせるコミュニティづくりへの支援

上記 1)～3)の3つの分野での「優先的に解決すべき社会の諸課題」に関し、新型コロナウイルス感染拡大による影響を踏まえ、早急に、あるいは、優先して取り組むべき課題について、その解決策、事業目標に関する提案が可能です。

※事業計画、解決すべき社会的課題、課題解決のため実施する事業、事業実施によりめざす成果が定められていることが必要です。

※申請される事業内容は、事業開始時期(実行団体選定後)が申請から約2～3ヵ月経過した後となることを踏まえて、必要な支援のニーズを想定した事業・プログラムをご応募ください。

※コロナ対応支援枠では、通常枠と同様に、資金分配団体に対する助成のみを行うこととし、また、実行団体が行う貸付けや出資に対して資金分配団体が助成することはできません。

参考:助成対象事業の例(イメージ)

- ・外出を控えることでの孤独・孤立やDV、虐待等へのアウトリーチ事業
- ・失業者や生活困窮者の発生に伴う食支援、労働相談、生活相談等の事業
- ・営業時間を短縮した飲食業や食品産業と子ども食堂を連携し、飲食業や食品ロス対策と子ども支援を連携する事業
- ・子どもの学習支援に際してオンラインツールなどICTを活用した非対面型の新規事業
- ・コロナウイルス感染症の終息を見据えた新規企画事業 など

(2) 助成額・助成期間

- ① コロナ対応支援枠による資金分配団体への助成総額は2021年度を通じて、総額40億円を目標(予定)とします。
- ② 1資金分配団体あたりの助成額、および1実行団体あたりの助成額は、過年度採択の資金分配団体や実行団体の事業規模も参考に、選定申請団体が申請する事業計画・資金計画等の内容や事業実施体制並びに収支規模等を総合的に勘案し決定します。
- ③ 助成期間(実行団体の事業実施期間)は、1年間を超えないものとします。

(3) 留意事項

- ① 個人や事業者等に対する現金の給付および、現物給付のみを目的とするものや投融資を内容とする事業・プログラムは、助成対象となりません。
- ② 通常枠と同様に、国又は地方公共団体から補助金又は貸付金(ふるさと納税を財源とする資金提供を含む)を受けていない事業の中から助成対象事業を選定します。
- ③ 全国を対象とする事業だけでなく、都道府県域など地域を限定した事業も可能です。

3. 申請資格要件

(1) 資金分配団体として申請できる資格要件は以下の通りです。

- 実行団体に対して助成を行う団体(法人格の有無や法人の種類は問いません。ただし、事業を適確かつ公正に実施できるようJANPIAが規定するガバナンス・コンプライアンス体制等を備えていることが必要です。)
- 団体としてのガバナンス・コンプライアンスの体制面で、特定の企業・団体等から独立をした団体であること
- 制度趣旨を踏まえ、独立行政法人は、選定の対象となりません。
- 過去に助成事業(民間公益活動を行う団体への資金的援助)の実績があり、資金分配団体として適切に業務を遂行できる団体であることが求められます。以下に述べるコンソーシアムの場合には、参画する団体のうち少なくとも1団体に助成事業の実績があることを求めます。
- 2021年度の通常枠と重ねての申請も可能ですが、同一事業についてコロナ対応支援枠と通常枠に申請することはできません。
- 本コロナ対応支援事業に申請をした後、その申請を行った事業の採否結果がJANPIAから通知される前に、新型コロナ対応支援助成の随時募集において、さらに新たに事業の申請をすることはできません。
- 2020年度新型コロナ緊急支援助成で採択された事業と同一事業の申請は可能です。その場合は、2020年度コロナ緊急支援助成事業の実施状況を説明した資料の添付が必要です。

- 過年度採択の資金分配団体や本緊急支援事業で不採択となった団体も申請可能です。

上記に該当する団体であっても、以下のいずれかに該当する場合は助成の対象となりません。

- ① 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする団体
- ② 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする団体
- ③ 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。以下この号において同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体
- ④ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第22号に規定する暴力団をいう。次号において同じ。)
- ⑤ 暴力団又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体
- ⑥ 暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する反社会的団体
- ⑦ 指定活用団体の指定、資金分配団体の選定若しくは実行団体の選定を取り消され、その取り消しの日から3年を経過しない団体、又は他の助成制度においてこれに準ずる措置を受け、当該措置の日から3年を経過しない団体
- ⑧ 役員のうち次のいずれかに該当する者がいる団体
 - ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者
 - ・ 法の規定により罰金の刑に処され、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者

※なお、申請事業の運営上の意思決定及び実施を2団体以上の共同事業体(コンソーシアム)での申請を検討されている場合はJANPIAまでご相談ください。

4. スケジュール

コロナ対応支援枠による資金分配団体の公募は、公募受付状況やJANPIAから資金分配団体への助成実施状況、および新型コロナウイルスが社会全体に及ぼす影響により変化する支援ニーズ等を踏まえ、本公募要領公開以降、当面の間、随時申請を受け付けます。

なお、コロナ対応支援枠による公募は2021年度を通じて最大40億円を目途(予定)としており、採択の状況は、以下の要領で、随時、公表します。

1. 公募期間	3月5日(金)以降随時受付
2. 審査会議による審査(※1)、理事会での決定	毎月1回程度実施予定(初回は4月下旬予定)
3. 資金分配団体決定の公表 選定された資金分配団体の名称、事業名、事業概要を公表※2	採択決定後1週間後(目安)
4. JANPIAから資金分配団体への助成金支払い 資金提供契約書の締結(資金分配団体とJANPIA)	採択結果公表後、準備が整い次第実施(速やかに対応)
5. 資金分配団体による実行団体の公募・選定・選定結果の公表	同上
6. 資金分配団体から実行団体への助成金交付 資金提供契約書の締結	同上

※1: 審査期間中にJANPIA事務局は、申請団体との面談・聴取を実施します。

※2: 採択された団体に対しては、事務手続きのオリエンテーションを行います。

5. 申請の手続き

(1) 公募期間

2021年3月5日(金)以降 随時

※本コロナ対応支援枠での採択状況ならびに随時公募の終了時期に関する情報は、JANPIAのHPにて告知します

新型コロナウイルスが社会全体に及ぼす影響により変化する支援ニーズ等に柔軟に対応する事業、助成プログラムについて随時申請を受け付けることが、本事業の緊急助成の趣旨に則したものと考え、通常枠とは異なり、随時募集とします。

(2) 申請方法

申請に必要な書類の準備が整い次第、JANPIA WEBサイトの申請ページからご提出ください。

https://www.janpia.or.jp/koubo/2021/corona.html#koubo_tab3

(3) 申請に必要な書類

申請にあたっては、助成申請書、団体情報、事業計画書、資金計画書、

類確認書、役員名簿、申請書類チェックリストに関しては、様式をJANPIA WEBサイトからダウンロードし、「新型コロナ対応支援助成」申請ページから提出してください。また、定款、貸借対照表、損益計算書についても書類を準備のうえ、「新型コロナ対応支援助成」申請ページからご提出ください。

<コロナ対応支援枠申請ページから提出する書類>

- (様式1) 助成申請書
 - ※ 別紙1. 欠格事由に関する誓約書、別紙2. 業務に関する確認書、別紙3. 情報公開同意書を含む
- (様式2) 団体情報
- (様式3) 事業計画書
- (様式4) 資金計画書
- (様式5) 規程類確認書
 - ※ 本確認書に例示されている規程類の整備状況については申請団体のホームページ閲覧等により当機構側で確認を行います。必要に応じて照会を行うことがありますのでご注意ください。
 - ※ 過年度資金分配団体は提出不要です。
- (様式6) 役員名簿
 - ※ 様式厳守となります。エクセルファイルにはパスワードをかけ、パスワードはJANPIA WEBサイトから指定のフォームでJANPIAに送ってください。(詳細は、JANPIA WEBサイト申請ページをご確認ください。)
 - ※ 過年度資金分配団体については直近の役員変更について名簿の提出を頂いている場合は今回新たにご提出は不要です(必要に応じて照会を行うことがあります。)
- (様式7) 申請書類チェックリスト
- 定款
 - ※ 過年度資金分配団体は提出不要です。変更があった場合はご提出ください。
- 前年度の貸借対照表
 - ※ 過年度資金分配団体で、最新の書類を提出済みの団体は提出不要です。
- 前年度の損益計算書(活動計算書、正味財産増減計算書、収支計算書等)
 - ※ 過年度資金分配団体で、最新の書類を提出済みの団体は提出不要です。

なお、過年度資金分配団体は、様式1、2、3、4、7が提出必須になります。また、必要に応じてその

他事業報告書等の提出をお願いする場合があります。

(様式7)申請書類チェックリストをご確認ください。

6. 経費について

経費に関する考え方や手続き全般については、2021年度事業計画案が認可されることを前提に、2021年度の通常枠に則した手続きとしますが、本事業の性質を踏まえて以下について留意するものとし、資金提供契約書にて取り扱いを明記します。

- (1) 管理的経費の助成額に対する比率は、資金分配団体においては通常枠と同様に助成額の15%を上限とします。新型コロナウイルスの影響に鑑み、本コロナ対応支援枠における実行団体については助成額の20%を上限とします。
- (2) 人件費を計上する場合は、人件費水準の公表が必要です。
- (3) (1)に加え、伴走支援の担い手となるプログラム・オフィサーの活動経費として、1団体あたり年間300万円(人件費は対象となりません)を上限とする額を必要に応じて申請可能です。
- (4) 現在の経済環境や実行団体における事業実施期間が1年であることを踏まえて、通常枠で、資金分配団体、実行団体それぞれにおいて事業実施において必要とされている自己資金20%についての確保は必要としません。
- (5) JANPIAによる資金分配団体への助成金の支払いは、資金提供契約に基づき概算払いで行います。また、資金分配団体による実行団体への助成金の支払いは、事業開始以後6か月分を対象に行い、6か月ごとの進捗状況の報告を確認した上で6か月ごとに支払うことを原則とします。資金分配団体及び実行団体に対する助成に充当される費用の支払いは、事業完了後に確定精算します。
- (6) 助成金の積算、精算については別途「積算の手引き」、「精算の手引き」にて詳細を定めます。

7. 選定について

選定については、2021年度事業計画案が認可され次第、2021年度の通常枠に則して進めますが、本事業の性質を踏まえて以下について留意します。

(1) 選定方法

選定のための審査は、審査会議が行い、推薦団体を整理して、その結果を理事会に報告、理事会は当該報告を受けて選定します。

(2) 選定基準

資金分配団体は、以下の選定基準に基づき選定を行います。

ガバナンス・コンプライアンス	包括的支援プログラムに示す事業を適確かつ公正に実施できるガバナンス・コンプライアンス体制等を備えているか
事業の妥当性	事業対象となる社会課題について、問題構造の把握が十分に行われており、事業対象グループ、事業設計、事業計画(課題の設定、目的、事業内容)が解決したい課題に対して妥当であるか。
実行可能性	業務実施体制や計画、予算が適切か
継続性	助成終了後の計画(支援期間、出口戦略や工程等)が具体的かつ現実的か
先駆性(革新性)	社会の新しい価値の創造、仕組みづくりに寄与するか
波及効果	事業から得られた学びが組織や地域、分野を超えて社会課題の解決につながることを期待できるか

連携と対話	多様な関係者との協働、事業の準備段階から終了後までの体系的な対話が想定されているか
-------	---

なお、選考にあたっては、特に以下事項に配慮します。

- 1) 支援実施の緊急性に鑑み、①申請事業の妥当性、②実行可能性、③ガバナンス・コンプライアンス体制の整備の3点を重視し、団体の社会的信用や直近の財務状況等、助成事業の実績等も考慮したうえで、選定後速やかに適切な事業実施が可能と判断される団体を優先的に採択するものとします。
- 2) 申請事業の審査にあたって、新たな支援のニーズ、支援のニーズの変化に対応した、チャレンジングな事業内容を優先的に採択し、感染症拡大といった未曾有の事態に対する課題解決のより多くの事例創出を目指します。

(3) その他の留意事項

- ① 申請書類の作成等選定に要する費用、および選定後資金提供契約締結までに要する全ての費用については、各申請団体の負担となります。
- ② 審査の結果、資金分配団体および実行団体に選定されなかったことによる一切の損害および本制度にかかる法令や政府の運用方針の変更等による損害については、JANPIA が責任を負うものではありません。

8. 事業実施について

(1) 資金提供契約書の締結と事業の実施

資金分配団体決定後の各団体における事業開始までの必要な手続き全般については、2021年度事業計画案が認可されることを前提とし、2021年度の通常枠と同様の手続きとしますが、本事業の性質を踏まえて以下について留意するものとし、資金提供契約書にて取り扱いを明記します。

- ① 資金分配団体及びJANPIAの間で締結する資金提供契約において、本事業固有の条件につき明記します。
- ② 本コロナ対応支援枠に関する休眠預金からの助成金については、過年度採択の資金分配団体が新たに本事業の資金分配団体に採択された場合、又は2021年度の通常枠の資金分配団体として採択された場合、これらの事業とコロナ対応支援枠の事業は分けて資金の管理等を行います(区分経理)。20年度コロナ緊急支援枠と同一内容で21年度コロナ対応支援枠に採択された場合には、年度を区分して資金管理等を行います。詳細は別途定めます。
- ③ 資金分配団体は、実行団体の選定にあたっては、実行団体の多様性にも十分配慮するとともに、採択の結果が特定の団体等に偏らないよう留意する必要があります。
- ④ 資金分配団体は、事業終了後事業の実施状況、事業がめざした成果の達成状況について報告します。JANPIA は必要に応じ適宜報告を求めることがあります。
- ⑤ 実行団体と資金分配団体との間の契約期間は最長 1 年間とし、JANPIA と資金分配団体との間の契約については、実行団体の事業が終了した日の 1 か月後とします。今期に公募する資金分配団体には、本事業の緊急性に鑑み、早急に実行団体への支援を開始する事業を優先します。ただし、実行団体の支援開始が最も遅い場合であっても実行団体の支援終了は 2023 年 2 月 28 日を最終期限とし、JANPIAと資金分配団体との間の契約については最長で 2023 年 3 月 31 日までとします。

(2) 事業の進捗管理

- ① 資金分配団体は、資金提供契約に基づき、原則として6か月ごとに民間公益活動の進捗状況の報告を行っていただきます。
- ② JANPIA は資金分配団体を、資金分配団体は実行団体の進捗管理を行います。ともに、毎月1回以上程度、対面形式(WEB会議を含む)による進捗状況についての協議を行っていただきます。
- ③ 資金分配団体及び実行団体はそれぞれの立場で、自己評価により、事前評価と事後評価を実施します。評価の実施に際しては、2020年度の「新型コロナウイルス対応支援助成 評価の実施について」

に則して行っていただきます。

- ④ JANPIA は報告の結果等を踏まえ、資金分配団体に対し協力、支援、助言等を行います。
- ⑤ JANPIA は事業の進捗状況や評価結果、休眠預金等交付金の使用状況等を公開します。

(3) 伴走支援について

資金分配団体による実行団体への伴走支援の内容については、コロナ対応のための最長1年の事業実施期間での支援とすることを踏まえ、以下の事項については必ず実施し、その内容についてはJANPIAと協議の上、資金提供契約書に明記することとします。

- ・事前評価、事後評価の実施(中間評価は行わない)についての支援
- ・月1回の実施状況の確認と事業実施に関する助言等
- ・事業の実施状況・取り組み事例の共有に資する情報公開等

(4) シンボルマークの表示

事業実施に当たっては、休眠預金等を活用して実施する事業であることを示すためのシンボルマークを表示してください。

具体的な利用方法についてはJANPIAが別途定める「シンボルマーク利用手引き」を必ずご参照ください。

〈シンボルマーク〉 <https://www.janpia.or.jp/kyumin/symbol.html>

〈規程・手引き等〉 <https://www.janpia.or.jp/dantai/symbol/>

(5) 事業完了報告・監査

- ① 資金分配団体は、助成事業完了の日から1か月以内に事業の評価も含めた完了報告書を提出するものとします。
- ② JANPIA は、事業の適正を期するため、または事業の評価を行うため、資金提供契約に基づき助成事業の完了の日の属する事業年度の終了後5年を経過するまでの間は、報告の聴取、立入検査または監査を行うことがあります。
- ③ 上記①、及び②に関して、必要に応じ外部の専門家による第三者監査を行います。

9. 資金分配団体及び実行団体に対する監督について

資金分配団体及び実行団体に対する監督については、2021年度の事業計画案が認可されることを前提に、2020年度の通常枠と同様の手続きを想定しますが、本事業の性質を踏まえて以下について留意するものとし、資金提供契約書にて取り扱いを明記します

(1) 資金分配団体の監督

JANPIA は、資金分配団体において休眠預金等に係る資金が公正に活用され、事業が適正に執行されるよう監督するために必要な事項(資金分配団体からの報告聴取、立入検査及び不正があった場合における選定の取消し、助成を行った資金の返還等を含む。)について、選定された資金分配団体との間で締結する資金提供契約に定めます。

不正が生じた場合には、不正の原因究明、関係者に対する厳格な処分、再発防止策の策定及びその内容の公表を行います。

(2) 実行団体の監督

実行団体を監督するにあたり、資金分配団体は、不正による助成の返還を含む必要事項について、実行団体の公募時に用いる公募要領及び、実行団体との間で締結する資金提供契約に明記してください。

(3) 情報公開の徹底

本事業に関する情報公開については、原則として、認可を前提に2021年度の通常枠と同様に同様にを行います。ただし、コロナ対応支援という事業の特性を踏まえて、実効性のある情報公開の観点から以下の通りとします。

【公募に関する情報公開】

- ① JANPIA は、資金分配団体の公募にあたって、公募要領や公募に必要な書式について JANPIA WEB サイトで一般に公表します。結果の公表に当たっては、不選定団体を含む申請団体名、申請団体が提出した申請書類、選定過程、選定（不選定）結果、選定（不選定）理由、選定された資金分配団体に対する助成期間を通じた助成総額及びその根拠等の情報公開を JANPIA WEB サイトで行います。
- ② 資金分配団体は、実行団体の公募にあたって、公募要領や公募に必要な書式について自団体の WEB サイトで公表します。また、公募終了時に、申請した団体の情報（団体名・所在地・事業名・事業概要）、さらに採択団体決定時に、選定した実行団体の名称、申請事業の名称及び概要、選定過程、選定理由、助成総額とその算定根拠を当該資金分配団体の WEB サイトで一般に公表します。
- ③ JANPIA では JANPIA の WEB サイト上に資金分配団体の WEB サイトへのリンクを設定するなど、各資金分配団体の実行団体の公募の進捗について一般に公表します。また資金分配団体との協議の上、公募に関する情報を、JANPIA の事業報告書・WEB サイトその他の媒体により広く一般に公開できるものとします。

【事業に関する情報公開】

- ① 資金分配団体は、人件費の水準、ガバナンス・コンプライアンス体制に関する規程を自団体の WEB サイトで一般に公表します。
- ② また資金分配団体は、事業の実施に伴い必要となる各種計画及び進捗等の報告については、助成システムへの入力及び登録を通じて行うことを原則とし、登録された情報のうち公開情報として登録された情報について、JANPIA は広く一般に公開できるものとします。
- ③ 実行団体の情報についても、事業の実施に伴い必要となる各種計画及び進捗等の報告については、助成システムへの入力及び登録を通じて行うことを原則とし、登録された情報のうち公開情報として登録された情報について、資金分配団体および JANPIA は広く一般に公開できるものとします。
- ④ これらの事業の情報に関して JANPIA は、資金分配団体および実行団体と協議の上、JANPIA の事業報告書・WEB サイトその他の媒体により広く一般に公開できるものとします。

【情報公開に関する監督】

上記の情報公開に関する事項を実行するための措置として、当該事項について JANPIA と資金分配団体との間で締結される資金提供契約に記載します。これらの仕組みを通じて、JANPIA は資金分配団体を、資金分配団体は実行団体を適切に監督するとともに、資金分配団体が実行団体を適切に監督していることを確認します。

(4) 助成金の公正な活用及び事業の適正な遂行

JANPIA は、資金提供契約に基づき資金分配団体における助成金の公正な活用及び事業の適正な遂行を確保するため必要があると認めるときは、資金分配団体に対し、以下の措置を講ずることとします。

- ① 資金分配団体における助成金を活用した事業または当該事業に関する財産の状況に関し、報告または資料の提出を求めること
- ② JANPIA の職員に資金分配団体の営業所若しくは事務所その他の施設に立ち入らせ、助成金を活用した事業若しくは当該事業に関する財産の状況に関し質問させ、または帳簿書類その他の物件を検査させること

なお、JANPIA は、上記の措置のほか、資金提供契約に基づき JANPIA が資金分配団体を選定する際

に確認した当該資金分配団体における事業の公正かつ的確な遂行を担保するために必要な体制等の整備等の履行を担保するために必要な措置と、その他助成金の公正な活用及び事業の適正な遂行を確保するために必要な措置を講ずることができます。

JANPIA は、資金分配団体が実行団体を監督するにあたり必要な事項が、資金分配団体が実行団体を選定する際に作成する公募要領や、資金分配団体と実行団体の間で締結される資金提供契約に明記されること、当該資金提供契約において、実行団体が資金分配団体の承認を得ることなく費用間流用が可能となる範囲について定められていることを確認するものとします。

10. 外部監査の実施

決算について、外部監査が可能であれば受けることを推奨します。なお、外部監査に係る経費については、管理的経費に含めることができます。

JANPIA が必要と認める場合には、JANPIA が助成事業に係る証憑を監査することがあります。

11. 助成金の目的外使用の禁止

資金分配団体は、JANPIA から受けた助成金を資金提供契約において定める用途以外の用途に使用することを禁じられています。ただし、資金提供契約において費用間流用について定めた場合には、当該定めに基づく費用間流用を行うことができます。

12. 選定の取消し等

- (1) JANPIA は、資金分配団体が次の各号のいずれかに該当するときは、その選定の取り消し、または期間を定めて資金分配団体における助成金を活用した事業の全部若しくは一部の停止を求めることができます。
 - a. 実行団体に対する助成金の活用による助成事業を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき
 - b. 選定に関し不正の行為があったとき
 - c. 法、民間公益活動促進業務規程若しくは同規程に基づく処分または資金提供契約に違反したとき
 - d. 上記に掲げる事由のほか、助成金の公正な活用及び事業の適正な遂行が困難と認められるとき
- (2) 資金分配団体は、上記の規定に基づき事業の全部または一部の停止を求められたときは、その求めに応じて事業の全部または一部を停止しなければなりません。
- (3) (1)の規定に基づき選定を取り消され、その取消しの日から3年を経過しない団体は、資金分配団体の選定に申請することができません。
- (4) (1)～(3) について、資金提供契約に定めます。

13. 助成金の返還

- (1) JANPIA は、以下に該当する助成金がある場合は、期限を定めてその返還を資金分配団体に求めることができます。
 - ① 資金分配団体からの助成金の辞退に伴い助成金の交付決定を取り消した場合において既に資金分配団体が交付を受けている助成金
 - ② 資金分配団体の選定を取り消された場合または助成事業の全部若しくは一部を停止された場合において取消または停止に係る部分について既に資金分配団体が交付を受けている助成金
- (2) JANPIA は、助成金の返還債務の確実な履行のための措置を講じます。
- (3) (1)～(2) について、資金提供契約に定めることとします。

14. 問い合わせ先

一般財団法人日本民間公益活動連携機構事業部（JANPIA）
住所：東京都千代田区内幸町2丁目2番3号 日比谷国際ビル 314 号室

お問い合わせフォームはこちらから(2021年3月5日現在)。

<https://www.janpia.or.jp/koubo/app/index.php>

JANPIA WEBサイト: <https://www.janpia.or.jp/>

(参考) 資金分配団体・実行団体に求められる各種要件等について

公募や事業実施全般に関する各種要件の取り扱いについては、認可を前提に2021年度の通常枠と同様としますが、本事業の緊急性や事業実施期間が短期であることを踏まえ、以下のように対応しております。

- ① 申請時提出書類の準備負荷の軽減(以下主なもの 詳細は本公募要領に記載)
 - ・事業計画書、評価計画書等の書式は実行団体の事業実施期間1年の事業内容に見合った入力項目数とするなど作業負荷を軽減しました。
 - ・公募システムにエントリーする際に入力する情報等の項目数を削減しました。
 - ・団体の規程類等の提出は、団体HP等の公開情報をJANPIAが閲覧することで対応または確認が可能な場合は申請団体からの提出は省略可としました。

- ② 資金分配団体に求められるガバナンス・コンプライアンス体制の整備状況等、審査過程で必要となる情報の確認について、過採択の資金分配団体、社会的信用や直近の財務状況等、助成事業の実績等を客観的に評価可能な団体については、体制整備状況に関する個別ヒアリングを行わないことができることとします。

- ③ 事業成果の評価については、事後報告で事業の実施状況(アウトプット)をもってこれに代えることができることとしました。評価の進め方は資金提供契約書にて定めるとともに、2020年度の「新型コロナウイルス対応緊急支援助成 評価の実施について」に則して実施していただきます。